

日本ボーイスカウト岡崎地区個人情報管理規定

第1章 総 則

1. 目 的

本規定は、個人情報を取り扱う日本ボーイスカウト岡崎地区（以下当団体という）加盟員が遵守すべき事項を定める。個人情報の漏洩など不適切な管理は、本人の権利や利益を侵害するばかりではなく、当団体にも損害を与え、信用を損なう恐れがあることから、個人情報は機密文書と同様に慎重に扱われる必要がある。

2. 定 義

本規定における用語は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）およびその関係法令にて定義のあるものについては当該法令の規定によるものとする。ただし、本規定に定めるものについては、この規程によるものとする。

3. 対 象

本規定の適用対象は、当団体に加盟している全ての者とする。なお、本規定の適用対象となる者を総称して以下「加盟員」という。

4. 個人情報の保護方針（プライバシーポリシー）

当団体は、この指針・規範に従い、個人情報保護方針を次のとおり定める。

- （1）個人情報の保護に関する法律その他の関係法令を遵守する
- （2）以下の原則を遵守し、個人情報を適切に取り扱うとともに安全管理措置を講じる。
 - ①同意に基づく適正な収集
 - ②正確性の確保
 - ③利用目的の明確化
 - ④利用目的による利用の制限
 - ⑤安全性の確保
 - ⑥透明性の確保
 - ⑦情報主体の権利の確保
 - ⑧個人情報保護体制の構築と運用
- （3）個人情報について、継続的に取扱いの改善に努める。

5. 適用の範囲

本規定は当団体が事業活動において個人情報を取り扱う場合に適用される。適用される個人情報には、以下のような個人情報が含まれる。

- （1）各種名簿等の連絡目的で利用するための個人情報
- （2）日本連盟への登録等の目的で取り扱う個人情報

第2章 責任者および管理体制

6. 個人情報保護統括責任者

- （1）個人情報保護に関する当団体の対外的な統括責任者として「個人情報保護統括責任者」を設置する。
- （2）個人情報保護統括責任者は地区委員長とする。

(3) 個人情報保護に関する事務局は地区事務長とし個人情報保護統括責任者を補佐する。

7. 管理体制

当団体における個人情報の管理は、個人情報保護統括責任者の指揮・監督の下、次の体制により管理を行う。

(1) 地区委員会

地区役員については、それぞれの役職者を個人情報保護責任者とし、それぞれの役務において管理または利用する個人情報保護についての管理・監督を行うと共に、法や本規定に従って適正に取り扱う。

(2) 各団における個人情報保護責任者

各団の団委員長は、各団における個人情報保護についての管理・監督を行うと共に、管理または利用する個人情報についての管理・監督を行うと共に、法や本規定に従って適正に取り扱う。

第3章 役割と実施内容

8. 個人情報を取扱うに当たっての加盟員の義務

加盟員は、上記第4条の個人情報の保護方針に則り、個人情報を慎重に取り扱うべきであることを十分に理解し、以下の各項に基づいて、個人情報、個人データ等を適切に取り扱わなければならない。

- (1) 利用目的をできる限り特定し、その範囲内で取得、利用、保管する。本人の同意なく特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない（但し法令に基づき必要がある場合を除く）。
- (2) 取得した場合は、あらかじめ利用目的を公表している場合を除き、速やかに利用目的を本人に通知、または公表する。本人から書面等を通じて個人情報を取得する場合は、あらかじめ利用目的を本人に明示する（但し法令に基づき必要がある場合を除く）。
- (3) 取得は適正な方法で行う。偽りその他不正な手段で取得してはならない。
- (4) 本人以外の者から間接的に取得する場合は、その相手が法を遵守していることを確認しなければならない。
- (5) 個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努力する。
- (6) 本人の同意なく個人データを第三者提供してはならない。（但し法令に基づき必要がある場合を除く）。
- (7) 保管状況に細心の注意を払い、個人データの盗難・紛失の防止に努める。
- (8) データセキュリティ対策を講じ、管理に際しては、漏洩、滅失または毀損の防止を図る。なおデータセキュリティ対策について、個人情報のうち電子化されているものはそのデータが漏洩しないように十分配慮する。（たとえばウィニー等のソフトを使用しない、ウイルス対策を講じる等）
- (9) 個人データは、その必要性を十分に検討したうえで保有し、利用目的を達成した場合は速やかに廃棄する。
- (10) 保有個人データにつき本人から利用目的の通知を求められた場合、また保有個人データの開示、訂正、利用停止等の請求を含む個人情報に関する苦情があった場合、遅滞なく対応する。

9. 漏洩など事故時の対応

個人情報の不適切な取扱いがあった場合、または個人データの漏洩など、管理上の問題・

事故が発生した場合は、個人情報保護統括責任者に直ちに報告し、必要な指示を求めなければならない。

10. 個人情報の開示などの本人からの請求、苦情などの対応窓口

- (1) 保有個人データに関する本人からの利用目的の問い合わせ並びに利用停止、第三者提供の停止、開示、訂正、追加、削除および消去等の請求を含む個人情報に関する苦情等（以下「本人からの請求等」という）については、地区役員および各団が速やかに対応する。
- (2) 当団体の窓口は事務長とする。本人からの請求等の処理にあたって応じられない場合等、紛争の可能性がある場合については、個人情報保護統括責任者と協議する。

11. 教育

地区役員および各団団委員長は、個人情報保護に関する教育を適宜実施するなど、加盟員に対し個人情報の保護および管理の徹底の必要性およびその対応策について周知・徹底を図る。

第4章 規定の見直しその他

12. 規定の見直し

社会的要請または法令の改正等、本規程の見直しの必要性が生じた場合には、適宜本規定を見直す。

13. 例外事項

本規定に定めのない事項が発生した場合、関係者が協議して対応を決定する。

14. 主管部署

本規定の主管は事務長とする。

附 則

この規定は、平成18年4月23日から施行する。